

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第28回）

日時：令和3年4月24日（土）15:30～

場所：大会議室

1 開会

2 議題

(1) 国・県・市の対応状況について（事務局）

(2) 感染症拡大防止について【改定案】（事務局）

(3) その他

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	水田 啓介	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 讓	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	朝田 一	
環境福祉部参与	奥田 賢二	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	中川 竜二	
都市建設部長	山本 将司	
地域振興部長	藤井 浩次	
水道局長	小林 和弘	
教育次長	粟野 道夫	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長兼ワクチン接種推進室長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
こども保健部健康増進課企画参事	久永 知明	
こども保健部健康増進課主幹兼ワクチン接種推進室主幹	安本 勝博	
こども保健部健康増進課主幹	森上 真由美	
総務部危機管理室長	西村 敏之	

(1) 国・県・市の対応状況について

1) 国の対応状況（4月21日以降）

- ・4/23 第62回新型コロナウイルス感染症対策本部
⇒緊急事態宣言の決定、基本的対処方針の変更
区域：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
期間：令和3年4月25日から令和3年5月11日まで

まん延防止等重点措置区域の期間の変更

区域：宮城県、沖縄県

期間：「令和3年4月5日から令和3年5月5日まで」から「令和3年4月5日から令和3年5月11日まで」

まん延防止等重点措置区域に、愛媛県を加える変更

期間：令和3年4月25日から令和3年5月11日まで

まん延防止等重点措置区域から、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を除外

2) 県の対応状況（4月21日以降）

- ・4/23 第37回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請（ステージⅢ）

【県内の患者発生状況】

- ・3,447例（令和3年4月23日現在）

令和3年4月21日現在（週1回更新）

合計	入院者数 (入院予定含む)		宿泊療養 者数	自宅療養 者数	社会福祉施 設等療養者 数	退院者等	死亡者数
		うち重症者数					
3,340	165	11	152	79	0	2,907	37

3) 市の対応状況（4月21日以降）

- ・4/21 「第27回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」開催
- ・4/22 「第3回新型コロナワクチン接種体制構築に向けた説明会」開催
- ・4/24 「第28回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」開催

【津山市内での患者発生状況】

- ・130例（令和3年4月23日現在）

(2)感染症拡大防止について【改定案】

令和3年4月24日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

【期間 4月26日（月）～5月16日（日）】

【生活場面での注意点】

- ・新しい生活様式（手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の携帯、人との距離の確保など）を徹底する。
- ・長時間、大人数での飲食は控える。
- ・会話や食事は、真正面や真横を避け、斜め向かいに座るなど、席の間隔を空ける。
- ・食事は黙食や個食、会話の際にはマスクを着用する。
- ・症状があるときは、速やかに受診して検査を受け、家族に接触しない。
- ・空調と組み合わせ、窓を開けるなど、適切に換気をする。
- ・休憩室、更衣室など居場所が替わるときは、気が緩むため、特に注意する。
- ・発熱などがある場合は、仕事や学校を休む。

【外出に向けての注意点】

- ・夜間の不要不急の外出を自粛する。
- ・緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が適用されている地域との不要不急の往来は極力控える。また、帰省や旅行、不特定多数が集まる場に行くことは慎重に検討する。
- ・県境を越えての移動は、移動先の流行状況を確認して慎重に検討する。
- ・業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設、店舗等の利用を控える。
- ・接待を伴う飲食店やカラオケでは、感染予防に注意する。
- ・高齢の方は、できるだけ人混みを避ける。また、スーパーマーケットなどは混雑しない時間に利用する。
- ・高齢者の方は、地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛する。
- ・高齢者と接する機会のある方は、細心の注意を払って行動する。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（C o c o a）の登録をする。

2 イベント等を開催する場合、次のポイントにご留意ください。

【自粛するイベント等】

- ・ 県外から参加が見込まれるもの
 - ・ 多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
 - ・ 天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
 - ・ 流行地域において実施するもの
- ◆ イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討する。

【イベント等開催時に必要な感染防止策等】

- (1) 感染防止（手洗い、手指消毒、マスク着用、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒）を徹底する。
- (2) 屋内で実施する場合は、感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
 - ・ こまめに換気を行う（1時間に2回程度）。
 - ・ 人を密集させない環境を確保する（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする）。
 - ・ 人との距離が近い対面での会話などが一定時間以上続かないよう工夫する（お互いの距離を1メートル以上あける）。
 - ・ お互いの距離が取れない場合は、パーティション等の活用も検討する。
- (3) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかける。
- (4) 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインを参考にする。
- (5) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）には参加の自粛を要請する（参加者やスタッフの健康管理を徹底する）。
- (6) 感染者が発生した場合に備えて、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などにより連絡先を把握する。
- (7) イベント等の開催にあたっては、令和3年4月1日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づいた対応とする。

※ なお、この内容は今後の状況を踏まえ、変更する場合があります。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請 (ステージⅢ)

- I 区域 岡山県全域
II 期間 令和3年4月26日(月)から5月16日(日)まで
III 実施内容

急速に感染が拡大し、ステージⅢに到達したため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、特にゴールデンウィークに向けた取組等について県民、事業者等に対し、以下のとおり協力要請する。

1 県民への協力要請

- (1) 夜間の不要不急の外出(飲酒を伴う会食等)を自粛すること。
- (2) 黙食や個食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること。
- (3) 高齢者の方は、地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。
- (4) 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設、店舗等の利用を控えること。
- (5) 感染拡大地域(緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置)に指定された地域との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場(イベント、集客施設等)に行くことは慎重に検討すること。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- (6) 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。
- (7) 軽い風邪の症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること。

2 イベント主催者、大規模な集客施設(遊園地、観光施設、大規模小売店、商業施設等)への協力要請

- (1) 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること。
- (2) 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること。
- (3) イベント、催物等の開催方法の変更(規模縮小、無観客化、分散開催)や延期を検討すること。
- (4) マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること。
- (5) 参加人数制限の遵守や入場整理の強化等により密集回避・感染防止策を徹底すること。
- (6) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること。

3 事業者への協力要請

- (1) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること。
- (2) 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと。
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと。
 - ・職員同士の距離を確保すること。
 - ・事業場の換気を励行すること。
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること。
 - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること。
 - ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせるなどの措置を行うこと。
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること。

4 飲食店等への協力要請

- (1) 飛沫による感染防止（アクリル板設置、利用者の適切な距離の確保等）に努めること。
- (2) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。
- (3) その他、業種別ガイドライン遵守を徹底すること。

5 大学等への協力要請

- (1) 大学における感染状況を踏まえ、学生へ「県民への協力要請」を周知すること。
- (2) 学生の部活動、課外授業の実施について慎重に対応すること。
- (3) 学生寮における感染防止対策を徹底すること。

6 高齢者施設・医療施設等への協力要請

- (1) 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- (2) 面会を自粛すること。
- (3) 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、発熱等の症状がある場合は出勤させないこと。

7 コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請

- (1) 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること。
- (2) 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること。

直近1週間の岡山県の状況 (4/15~4/21)

◎国のステージ判断のための指標 (ステージⅢの指標)

指標	医療提供体制等の負荷 (※1)		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況	
	①医療の逼迫具合				④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療	重症者用病床				
	確保病床の使用率 20%以上	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人 以上 ※入院者+自宅・ 宿泊療養者数	5%以上	15人 /10万人/週 以上	50%以上
現況	該当 <u>40.0%</u> 165床/412床	該当 <u>25.6%</u> 11床/43床	該当 <u>20.95人</u> (396人)	該当 <u>6.0%</u> 317/5,313 (※2,3)	該当 <u>16.77人</u>	非該当 <u>33.7%</u> 107/317

(※1) 医療提供体制は4月20日時点の状況

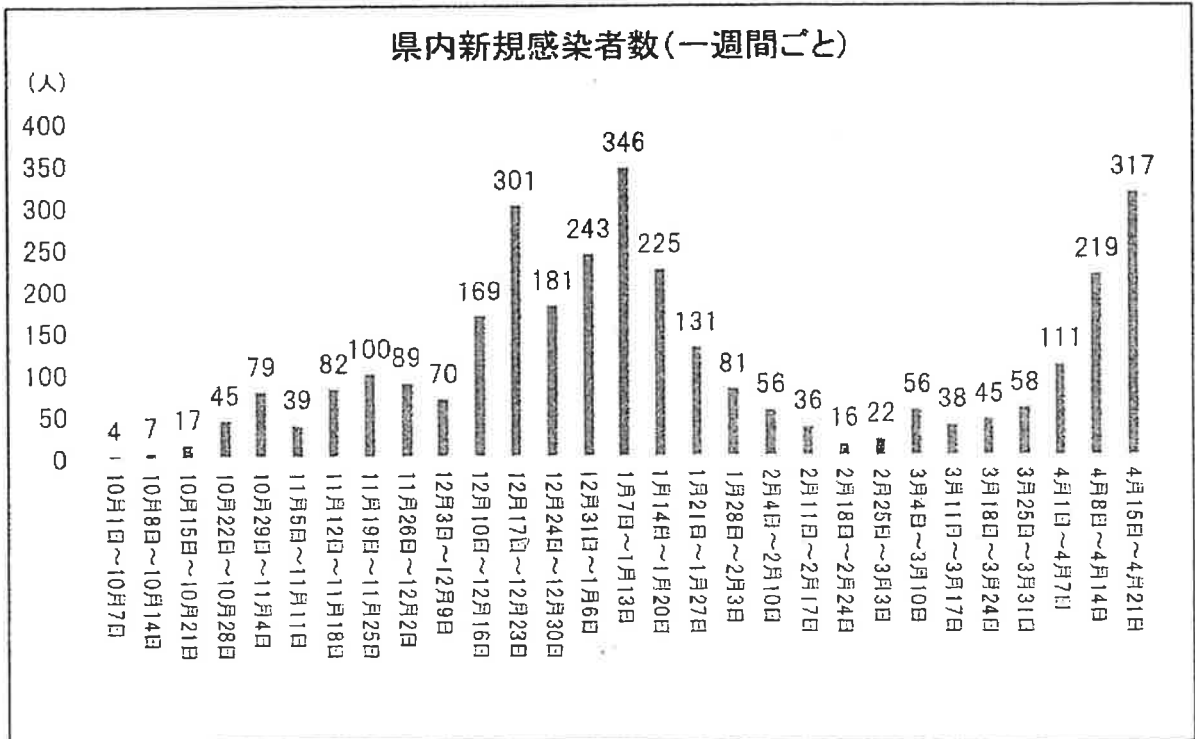
(※2) 「PCR陽性率」欄の分母(検査数)は、4月21日までに医療機関から報告があった検査数

(※3) うち変異株事例(変異株に感染したと考えられる患者)は229人

(※4) 本県では、「新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院済み」のため、入院率は適用しない。

(参考) ステージⅣの指標

指標	確保病床の使用率 50%以上	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人 以上	10%以上	25人 /10万人/週 以上	5.0%以上
----	--------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------	-----------------------------	---------------



新型コロナウイルス変異株への緊急対策

岡山県全域:4月26日(月)~5月16日(日)

県民

- 夜間の不要不急の外出(飲酒を伴う会食等)の自粛
- 黙食や個食、会話の際のマスク着用など感染予防を徹底
- 高齢者の方は、地域で集まって行う会食やカラオケなどの自粛
- 感染拡大地域との往来は極力控える
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

イベント 集客施設

- 県外から参加が見込まれるイベントの自粛
- イベント、催物の開催方法の変更・延期の検討
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限の徹底

事業者

- 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組
- 社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、休憩時間の幅を持たせる
- 寮などの共同生活の場での感染防止対策の徹底

飲食店等

- 飛沫による感染防止(アクリル板の設置、利用者の適切な距離の確保など)
- カラオケ設備の利用自粛

大学等

- 学生へ「県民への協力要請」の周知
- 部活動、課外授業の実施について慎重な対応
- 学生寮における感染防止対策の徹底

高齢者施設 医療機関等

- 面会の自粛
- 職員の日々の健康管理の徹底
- 発熱等の症状がある場合は出勤させない

他人との接触を今の5割に！
あなたの大切な家族の命を守るために！

みんなで防ごう！！感染拡大

～人との接触を今の5割に～

期間：4月26日（月）～5月16日（日）

飲食

- ☑少人数、短時間で
- ☑家族、いつもの仲間と
- ☑席の配置は斜め向かいに
- ☑会話の際にはマスク着用



外出

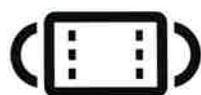
- ☑夜間の不要不急の外出は自粛を
- ☑高齢者の方は、地域での会食やカラオケなどの自粛を
- ☑感染拡大地域との不要不急の往来は極力控える
- ☑帰省・旅行、不特定多数が集まる場に行くことは慎重に検討する



事業者の皆さんへ

業種ごとのガイドラインを参考に、寮など共同生活の場での、さらなる感染防止対策の徹底をお願いします

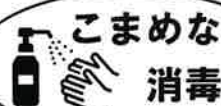
基本的な感染防止対策の徹底を



マスク



手洗い



こまめな
消毒



人との間隔



換気